

仕 様 書

1 目的

本委託業務は、山口県漁業取締船「きらかぜ」の代船を建造するため、必要な基本設計を行うことを目的とする。

2 業務の名称

山口県漁業取締船「きらかぜ」代船建造基本設計業務

3 業務の内容

山口県漁業取締船「きらかぜ」の代船を建造するにあたり、次に掲げる設計図書を作成し、成果品として指定部数を提出する。

(1) 概略設計図書（建造工事に必要と見込まれる日数の提示、その他建造予算要求のための参考資料を含む。）

- | | |
|---------------|-----|
| ① 建造要目書 | 10部 |
| ② 概略設計一般配置図 | 10部 |
| ③ 概略設計船価見積書 | 3部 |
| ④ 上記①～③の電子データ | 各1部 |

(2) 基本設計図書

- | | |
|---------------|-----|
| ① 建造仕様書 | 30部 |
| ② 一般配置図 | 30部 |
| ③ 船価見積書 | 3部 |
| ④ 上記①～③の電子データ | 各1部 |

4 建造する漁業取締船の要目等

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 船 級 | JG・第三種漁船 |
| (2) 従業制限 | 第3種 |
| (3) 船 質 | 軽合金 |
| (4) 船 型 | 耐航型高速艇 |
| (5) 総トン数 | 60～69トン |
| (6) 速 力 | 最大35ノット程度、巡行30ノット程度 |
| (7) 搭載人員 | 8名 |
| (8) 主 機 関 | 4サイクル高速ディーゼル機関 2基 |
| (9) 発 電 機 | 4サイクルディーゼル機関 2基 |
| (10) 推 進 器 | プロペラ |
| (11) 装備機器等 | 航海機器、警報装置、監視取締装置、無線装置、その他必要装備等 |

5 設計打合せ

山口県からの指示により設計の段階ごとにその案を提示し、山口県農林水産部が設置する「山口県漁業取締船代船建造設計検討協議会」に出席し、同協議会で意見、助言を得ながら設計を進める。

- (1) 「山口県漁業取締船代船建造設計検討協議会」への出席は2回を予定している。
- (2) 「山口県漁業取締船代船建造設計検討協議会」及び打合せは、原則として山口県庁（山口市）または下関漁港ビル（下関市）で行う。
- (3) 協議会のほかに、打合せを4回程度予定している。

6 設計図書等の提出

- (1) 概略設計図書 令和6年7月31日
- (2) 基本設計図書 令和7年2月28日
- (3) その他（建造工事に必要と見込まれる日数の提示、その他建造予算要求に必要な参考資料） 山口県の指示による

7 履行期限

令和7年2月28日

8 その他

別添「山口県漁業取締船きらかぜ代船建造に係るコンセプト」を参照すること。

山口県漁業取締船「きらかぜ」代船建造に係るコンセプト

1. 船体（耐波性）

- ・福岡県及び島根県との県境まで、広範な本県日本海海域を地先～沖合まで1隻体制で取締りを行う。
- ・一方、現船の総トン数114トンに対し、代船は60トン級を計画しており、耐波性の確保が求められる。
- ・このため、代船は耐波性の高い船型にするとともに、減揺装置の設置等について検討を行うこととする。

2. 船体（居住空間）

- ・中継地に寄港しての1泊2日の航海を行うため、就寝用のベッドを確保するとともに、被疑者の取調べや捜査資料の作成を行うための執務環境を確保するものとする。
- ・乗組員の労働環境改善のため、基本的に個室を配置するものとする。また、現船に女性乗組員が乗務した実績はないが、今後、乗務する可能性もあるため、そちらにも配慮した環境とする必要がある。
- ・なお、司厨員は配置せず、調理は行わないこととしており、個別の賄い室は必ずしも必要ではない。

3. 速力

- ・建造費や維持費の観点から、推進器については現船のウォータージェットからプロペラに変更する計画としている。
- ・このため、速力の確保が課題であるが、違反船・密漁船にとって脅威となることが必要であり、代船の速力は目標として「巡行30ノット以上、最大35ノット以上」とする。

4. 監視カメラ

- ・夜間の取締りが主であり、高性能の近赤外線カメラを設置する。ただし、機種等については、維持費の観点も踏まえて検討を行うこととする。

5. 災害対応

- ・近年頻発している地震等災害の被災地への緊急物資の輸送等についても行う可能性があり、漁業取締船としての機能を損なうことのない範囲で対応可能な設備や構造について検討を行うこととする。